

平成 21 年 1 月 7 日  
金 融 庁

## 欧州連合（EU）による会計基準の同等性評価について

欧州連合（EU）の欧州委員会は、先般（平成 20 年 12 月 12 日）、会計基準の同等性評価の最終決定を行い、日本の会計基準について、米国会計基準と並び、EUにおいて採用されている国際会計基準と同等であると発表しておりますが、今般、下記の欧州委員会規則及び決定を 12 月 19 日のEU官報に掲載しました。

- ・ 目論見書指令（2003/71/EC）を施行する 2004 年欧州委員会規則第 809 号を改正する 2008 年欧州委員会規則 1289 号（12 月 12 日付）
- ・ 第三国の証券発行者による連結財務諸表作成のための第三国の会計基準及び国際会計基準の使用に関する欧州委員会決定（12 月 12 日付）

本規則及び決定では、日本の会計基準については、概要、以下のとおり記載されています。

2007 年 8 月、企業会計基準委員会（ASBJ）及び国際会計基準審議会（IASB）は、日本会計基準と国際会計基準の重要な差異を 2008 年までに、残りの差異を 2011 年までにそれぞれ解消するとの合意を公表した。日本の当局は、EU の発行者の国際会計基準による財務報告に対し、（我が国で公開する場合）数値調整措置を求めている。このため、2009 年 1 月 1 日以降、日本の会計基準については、（EUにおいて採用されている）国際会計基準と同等と考えることが適切である。